

かすみがうら市教育委員会 6月定例会 会議次第

日 時 令和元年6月28日(金)
午前9時00分～
場 所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 教育委員の任命について
- 4 教 育 長 報 告
- 5 議 題
 - 報告第 7 号 かすみがうら市民俗資料調査員の任命について
 - 報告第 8 号 かすみがうら市社会教育委員の委嘱について
 - 報告第 9 号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
 - 議案第 1 4 号 かすみがうら市教職員の働き方改革方針(案)について
 - 議案第 1 5 号 かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第 1 6 号 「令和元年度途中の特別支援学級措置替え候補児童生徒及び令和2年度特別支援学校就学候補児童について」のかすみがうら市教育支援委員会への諮問について
 - 議案第 1 7 号 令和2年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について
 - 協議第 1 号 いじめ事案(平成31年2月27日)について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

かすみがうら市教育委員会 6 月定例会会議録

1 招集期日

令和元年 6 月 28 日（金）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保（教育長職務代理者）
委 員	中 島 和 彦
委 員	坂 本 雅 子
委 員	梶 本 梓

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	田 崎 守 一
学 校 教 育 課 長	岩 井 雄 一 郎
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 明
霞ヶ浦中地区公民館長	佐 藤 敦
千代田中地区公民館長	小 山 久 生
下稲吉中地区公民館長	”
図 書 館 長	雨 貝 美 智 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	永 田 昌 之
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長	阿 部 佳 子

6 議 題

報告第 7 号 かすみがうら市民俗資料調査員の任命について
報告第 8 号 かすみがうら市社会教育委員の委嘱について
報告第 9 号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
議案第 14 号 かすみがうら市教職員の働き方改革方針（案）について
議案第 15 号 かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第 16 号 「令和元年度途中の特別支援学級措置替え候補児童生徒及び令和 2 年度特別支援学校就学候補児童について」のかすみがうら市教育支援委員会への諮問について
- 議案第 17 号 令和 2 年度使用教科用図書採択結果の送付及び議決書の提出について
- 協議第 1 号 いじめ事案（平成 31 年 2 月 27 日）について

7 会議の概要

開会 午前 9 時 00 分

事務局：起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長よりお願いします。

教育長：それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、6月の定例教育委員会を開催いたします。
次第3、教育委員の任命について教育部長より報告願います。

教育部長：それでは、お手元に配布してあります資料、教育委員会委員の略歴をご覧いただきたいと思います。先日、開催されました市議会第2回定例会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、市議会の同意を得て、梶本梓氏の教育委員の選任動議が可決されましたので、ご報告させていただきます。
梶本教育委員につきましては、前宮本教育委員の後任でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定に基づく保護者となっております。任期につきましては、令和元年6月25日から令和5年6月24日までの4年間となっております。
以上です。

教育長：それでは、梶本教育委員さんより、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

梶本委員：【就任あいさつ】

教育長：それではここで、私から順に教育委員さん、教育部長、ほか事務局職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

【教育長・教育委員・職員 自己紹介】

教育長：次に「教育長報告について」私よりご報告させていただきます。

【資料教育長動静により報告する（6月の教育長事務報告、内容省略）】

教育長：また、令和元年市議会第2回定例会の一般質問において、教育委員会に関する質問がございましたので、一般質問に関しての報告を教育部長より説明願います。

教育部長：今月4日から開催されました、令和元年第2回市議会定例会につきましては、5日から7日までの日程で一般質問が行われ、教育関係では、5名の議員から質問がありました。概要につきましてご報告いたします。
最初に、宮嶋議員からは、「他市に負けない教育環境の整備に向けた体制について」というテーマで、3つの観点から質問がありました。
1点目は、「教育行政を担当する職員が毎年入れ替わっていることについて」のご質問でございます。教育委員会としては人事異動の流れについてお答えし、また市長部局からは人事配置の基本的な考え方についてお答えをしております。
2点目は、「教職員の異動による子供への影響について」ご質問がありました。教職員の異動につきましては、県の教育委員会が平成31年度定期人事異動方針に基づき実施している旨や、本市における年度末転退

職、年度初めに転入した教職員の異動状況をご説明し、さらには下稲吉小学校における教職員の中途退職や、療養休暇等の対応状況をご説明し、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう対応している旨をお答えいたしました。

3点目は、「義務教育学校整備に向けた取り組みについて」のご質問でございます。2022年に開校予定で進めている千代田中学校区統合小学校整備の進捗状況について、これまでの取り組み状況、そして今年度立ち上げます「小中一貫教育推進委員会」、さらには「開校準備委員会」等を申し上げ、最終的には「学区審議会」の答申を経て、小規模特認校制度を活用していきたい旨を答弁させていただきました。

2人目、設楽議員からの一般質問につきましては、先の6月11日に開催されました臨時教育委員会におきまして報告させていただきましたことから省略させていただきます。尚、梶本教育委員におかれましては、今回が初めてでございますので、この後の協議第1号 いじめ事案（平成31年2月27日）において一般質問内容等も含めてご報告させていただきます。

3人目、佐藤議員からの一般質問でございますが、小中学校給食費無料化の必要性について、前回に引き続き質問がありました。これまでと同じ内容の答弁となりましたが、継続的な財源確保が困難な状況であること、さらには教育施策の優先順位度の観点から、現時点においては実施する時期ではない旨をお答えしております。

4人目、矢口議員からの一般質問でございますが、本市のまちづくりとしての公民館の設置及び管理等に関する条例並びに地区公民館運営規則の課題について、社会教育法からの観点から、さらには「中学校区ごとに実施されているまちづくりとしてのコミュニティづくりの課題について」質問がありました。答弁の概要としましては、現在、本市では条例等に基づいて、中学校区ごとに3つの地区公民館を配置し、2つの公民館施設を拠点として、地域住民交流の場、コミュニティ形成の中心的な役割として公民館事業を進めていることや、下稲吉中学校区については、公民館施設が無く、現在、わかぐり運動公園の管理棟の一部を公民館組織として位置付けし、運営している状況をお伝えし、新たな公民館施設については、公民館運営審議会において地域住民の意向を反映しながら、市公共施設マネジメント計画との整合性を図りながら全庁的に検討していく旨を、お答えしました。また、公民館事業の課題としては、霞ヶ浦地区は、従来からの組織体制をそのまま継続し、支館長がコミュニティ推進委員となり、一方、千代田地区では、霞ヶ浦地区のような組織がないため、新たに各中学校区ごとにコミュニティ推進委員を選出していただき、平成28年度から事業が開始されておりますが、同じ市内において地区ごとに運営形態が異なっていることは、課題とも言えますが、霞ヶ浦地区はもとより、千代田地区の2つの地区公民館も事業活動が順調に進められていることから、現在の体制で今後も進めていく旨、お答えをいたしております。

また、コミュニティづくりの課題としては、公民館事業から見ましても少子高齢化に伴う社会構造の変化や、地域から家庭、団体から個人へとライフスタイル、住民ニーズが変化する中、コミュニティ（集団）の重要性を広げていくことは大切ですが、千代田地区においては、事業開始後3年を経過し年々認知度は上昇してきているものの、まだまだ全体周知には至っていない状況であり、更なる調査研究に努め、事業の飛躍に努めていく旨をお答えいたしました。

5人目、古橋議員からの一般質問でございますが、「外国人の言葉の問

題」というテーマで、本市における国際学級についての概要と、今後の方向性について質問がありました。現在、下稲吉小学校7名、下稲吉東小学校15名、下稲吉中学校12名で、各学校1教室ずつ「日本語指導教室」を配置しており、教員配置については、県教育委員会の方針に則り、各校に教員1名を専任として配置し、指導に当たっていることや、茨城県では、今年度から小学3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科の学習活動が、国における学習指導要領に先行して実施している事をお答えいたしました。

簡単ではございますが、以上が一般質問の概要です。

併せまして、設楽議員からの緊急質問が、市議会最終日の19日にありましたのでご報告いたします。

質問は、「翌日の東京新聞では、大山教育長は事実関係がはっきりしていない部分があった。第三者委員会の設置を含め今後の対策を決めていきたい。」とコメントした内容について、一般質問の答弁とは違うのではないかとの質問でございました。

答弁としましては、議員の質問に対しては、被害者側、加害者側、双方から状況を確認することが必要であると判断し答弁した旨を、新聞記者からの取材に対しては、第三者委員会についての質問があったことから、新聞報道に掲載されている内容となった旨を答弁いたしております。

議員からは、「今回の事故は、防ぐことができる可能性があった」として再度、真相究明といじめの発生防止のために、市のいじめ防止等に関する条例に基づき対処するよう質問がありました。

以上でございます。

教 育 長 : ただ今の報告について、何かご質疑等ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 特にございませんか。無いようでしたら、議事に入ります。
報告第7号「かすみがうら市民俗資料調査員の任命について」を議題といたします。事務局 生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長 : 報告第7号「かすみがうら市民俗資料調査員の任命について」、令和元年6月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
かすみがうら市民俗資料調査員の任命について、かすみがうら市民俗資料調査員規則第4条に基づき、別紙のとおり任命しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。委嘱した者につきましては5ページに記載してございます。この中で番号3番と9番の2名の方が新任であり、残り8名が再任ということで、期間は令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっております。以上です。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 今度、9番の方が入り、七会地区が2名となりますが、七会地区に10名中、2名が集中していることには何か理由があるのでしょうか。

歴史博物館長 : 七会地区の範囲が広いということだと思います。七会地区が2名という規則は特にございません。

委員： 民俗資料的なものも七会地区は多いということでしょうか。

歴史博物館長： 民俗資料調査員は、一般の方で地域のことをよく知っている方になります。担当する地区で集落を分かっている方が調査のために民家に立ち入ることもありますので、地域のことをよく知っている方ではないと、ということがあります。そのようなことで、七会地区は2名でお願いするということになっております。

教育長： その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長： 質疑がないようですので、報告第7号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって報告第7号については、報告のとおり承認いたします。

次に、報告第8号「かすみがうら市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局 生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長： 報告第8号「かすみがうら市社会教育委員の委嘱について」、令和元年6月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

かすみがうら市社会教育委員の委嘱について、かすみがうら市社会教育委員会に関する条例第2条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱しました。

つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。委嘱者については資料7ページとなります。この中で新任となりますのは、番号1番、3番、7番、9番の4名でございます。他の方に関しましては、再任でお願いしております。委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっております。以上です。

教育長： ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長： 質疑がないようですので、報告第8号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって報告第8号については、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第14号「かすみがうら市教職員の働き方改革方針(案)について」を議題といたします。

事務局 学校教育課 教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長： 議案第14号「かすみがうら市教職員の働き方改革方針(案)について」、令和元年6月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でご

ございます。かすみがうら市教職員の働き方改革方針（案）について、別紙のとおり、策定したくお諮りいたします。9ページから21ページまでが、教職員働き方改革方針でございます。国の中央教育審議会等からの要請あるいは国からの働き方改革に関する緊急対策などを基に、本市の教職員における働き方改革をまとめたものでございます。対象者としましては、本市の教職員・教育職員を対象としております。目的としましては、「教員一人一人の心身の健康保持実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、かすみがうら市教職員の勤務実態の改善を図る。」となっております。勤務実態の改善を図ることにより、子供たちの教育に良い効果と、子供たちに向き合う時間を確保すること、あるいは教育の質が高まることを期待して策定しております。方向性としましては、大きな視点として7点の視点を掲げさせていただきました。取組の方針として項目ごとに、この7点を基に策定させていただいております。まず一点目、「意識改革と学校運営マネジメントの強化」とし、方向性としましては、時間外労働の限度として、原則月45時間、年間360時間以内という国の方針に準ずるもの、情報管理システムである出退勤時刻の一元管理、留守番電話による時間外の対応整備、あとは学校内における業務内容の見直しを行います。二点目の「学校における徴収金対応」に関しましては、学校徴収金の公会計化の方向性についての検討を進めて参ります。三点目の「部活動の在り方」につきましましては、昨年度、運動部活動の方針の方に準じて設定しております。四点目、「授業や課外活動等に関する支援体制の強化と学校現場の環境整備」につきましましては、人的配置の環境整備の推進を図るとともに、学校閉庁日の設定や留守番電話の全校設置及び緊急時対応の整備を行います。五点目、「学校におけるICT活用の推進」とし、統合型校務支援システムの全小中学校への導入に向けた検討、共有ファイル機能の活用による業務効率化の推進、あとは時間外労働の上限設定となります。六点目、「書類の作成、調査・アンケートの回答」とし、書類様式の見直しと指導要録等のデジタル化に向けた検討を進めて参ります。七点目、「会議・研修の効率的な開催」とし、会議方法、内容等の改善として、ペーパーレス化等を含めて各学校の業務内容の見直しを行ってまいります。18ページの具体的な取組とし、一つ目、勤務時間の上限の目安時間の設定、二つ目とし、学校閉庁日の設定、三つ目とし、留守番電話の設置と運用、四つ目とし、学校における出退勤時刻の管理、五つ目とし、部活動の運営のための体制整備とし、運動部活動だけではなく、文化部活動も含めての体制整備を進めてまいります。21ページのその他でございますが、本指針は令和元年7月1日より実施する予定でございます。また、国・県の新たな通知等が示された場合等、指針を改めることとしております。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 改革方針案というのは、今日のこの議案が承認ということになれば決まるわけですか。

教育指導室長 : 今回、教育委員の皆様にご協議いただき、承認された場合には案を消して運用していこうと考えております。

委 員 : 内容についてのことですが、学校給食費等の学校徴収金が学校にとつ

ては大きな負担となっているのは事実で、13ページに徴収金対応と詳しく記載されておりますが、具体的に給食費を払い込まない人がいた場合の対応は、最終的にはどういう対応になるのですか。

学校教育課長： 未納金の取扱いにつきましては、今のところ公金扱いではないので、学校の方で徴収を続けていただいている形でございます。

委員： 私も下稲吉東小学校の校長でいた時に、何人も払っていただけない方がおり、私自らが赤いペンで手紙を書いて通知したり、学校に来ていただいて是非支払っていただくよう説明しました。担任の先生は、なかなか父兄の方に真正面から言えないので、校長自らが行ったわけですが、なかなか払ってもらえないので、教育委員会である程度の財源を利用して、その学校に一旦払い込んでもらい、最終的には行政で何とか徴収の方を行ってもらえればよいなと思いますが、これは意見としてお願いします。

次に留守番電話の全校配置及び緊急時対応の整備ということで、学校にいつまでも先生方が残っていて、いろいろな問題に対応しているという実態があるので、留守番電話の全校配置及び緊急時対応の整備となると思いますが、具体的には、時間になると学校は留守番電話に全部切り替わることになるのですか。

また緊急時、子供が事故を起こした等の時には、学校の方ではなく、どこかに自動的に繋がるようになっているのですか。

教育指導室長： まず留守番電話の設定時間ですが、校長会で検討して原案を教育委員会へ提出していただきました。小学校の場合は午後6時半、中学校の場合は部活動終了後1時間ということで、現在は午後7時半から8時頃を目安に留守番電話に切り替わるよう設定されております。ただし、職員の中で何かしらの対応をしなくてはならない場合や、児童生徒の保護者へ、その日のうちに必ず連絡しなければならない案件等、学校の判断で必要な場合には、留守番電話機能があるにしても、子ども最優先に保護者の方への連絡は対応するという共通理解はしております。

続きまして、留守番電話に保護者の方から連絡があった場合には、次の業務日に対応する旨の通知を各学校の方で出していただいております。事故等も含めまして緊急時に関しましては、千代田中学校区は千代田庁舎、霞ヶ浦中学校区は霞ヶ浦庁舎に電話していただき、日直あるいは警備の方から学校名・子どもの学年・名前・連絡先等を確認したうえで私の方に連絡が入るようになっております。そこから各学校長の方にその旨を伝達して対応をするというような流れです。次に、救急搬送された場合には、市の消防から直接、私の携帯電話の方から市役所の日直、警備員の方に連絡が行くようになっております。私の方に連絡がつかない場合には、学校教育課長、学校教育課長補佐等に順次、連絡がつくまで繰り返すようにしております。以上でございます。

委員： 留守番電話設定時に「緊急時の時は市役所へ電話をしてください」と自動で流れるようになっているのですか。

教育指導室長： はい、留守番電話応答時の内容が少し変わってはおりますが、基本的にその設定でございます。

委員： そうすると市役所の業務が終わっていても、市役所の方から指導室長

の電話に連絡が行くことになっているということかな。何か問題が起きた時に、慌てて担任の先生または校長先生に知らせようと親が電話しても、学校の方で留守番電話になっていると市役所の方に電話をしてくださいとメッセージが流れ、市役所の電話番号がメッセージで流れるのか、それとも室長の電話番号がメッセージで流れるのか分からないので、もう少し詳しく説明して下さい。

教育指導室長： 保護者宛の通知の中で、霞ヶ浦庁舎の連絡先及び千代田庁舎の連絡先をお知らせしております。留守番電話のメッセージ録音時間の関係で、市役所の電話番号までは示しておりません。文言が入りきらないという物理的な問題がありまして、そういう対応になっております。市役所に架かってきた場合、夜間だと警備の方がおりますので、私の携帯電話や自宅の方に連絡がくる手筈になっております。以上でございます。

教 育 長： その他ございますか。

委 員： 学校給食費の徴収のことですが、公会計化に向けての検討ということで、県内に公会計化している市町村があれば教えていただきたいと思っております。

学校教育課長： 県内では半分を少し上回るぐらいの市町村が公会計化しており、数字につきましては、把握はしておりません。

委 員： 近隣の石岡市・土浦市に関してはどうでしょうか。

学校教育課長： 石岡市・土浦市は公会計化していると確認しております。

委 員： 公会計化すれば、給食費は市の歳入歳出で管理することになりますから、学校側にとっては事務の負担が減るということで、かすみがうら市も公会計化に移行する可能性は高いと理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長： 議会の一般質問でも公会計化に係る質問をいただき、公会計化する方向で進めております。少し問題となっておりますのが、支出については歳出予算で計上すれば100%支払えるのですが、歳入につきましては対象が3千人程になりますので、徴収をシステム化しなくてはならず、住民基本台帳とリンクさせるために、住民基本台帳と同じメーカーの方で準備している段階で、その進捗に併せて本市でも公会計化の導入に向けて準備を進めている途中です。

教 育 長： ただ今の内容について、今年の3月議会で議員から公会計にすべきとの質問がありました。それについて平成32年度、現在は令和になりましたから、令和2年度を目途に進めたいと答弁いたしました。ところが今、課長から説明があったように、システムの構築が技術的な問題で来年の4月からの運用が間に合わないということで、来年度途中からできるようになるかと思いますが、そのような方向で進んでいる状況でございます。
その他ございますか。

委 員： 学校における出退勤時刻の管理ということで、20ページの①の三つ目ですが、「出退勤時間については、各校管理職が確認するとともに、市

教育委員会事務局で管理します」とあります。結局は先生方の負担軽減や学校にいる長時間労働を改善する為だと思いますが、サイボウズというものが出退勤時刻の管理をするものになるのでしょうか、それでも長時間、学校にいる先生方に対して、教育長はどのようにやっていきたいのか伺います。

教 育 長 : その件につきましては、毎月、学校ごとに勤務時間の実態が報告されております。どこの学校がどのぐらい超過しているのか、一目瞭然ですから、それを見ると学校によって取組がかなり進んでいるところとそうでないところがございます。学期末や年度末、或いは何か行事があると、その前後がどうしても時間数が増えることがありますけれども、全体的には、かなり良い方向に進んでいると認識しております。あと毎月の市の校長会、その折には必ず働き方改革についての状況、或いは課題について各学校に周知伝達を行い、さらなる取組を毎回お願いしております。

校長・教頭だけではなく、先生方一人一人が自分にとってどのようにすべきか、という意識を高く持つことが最終的には良い方向につながるのではないかと思います。そのようなことから、管理職から常に意識を高めるような配慮をお願いし、伝達しているところではございますが、なかなか思った程、進んでいない状況は否めないのかなと思います。

ただ、茨教組土浦支部の所長に、つくば・土浦・石岡・かすみがうらの状況を聞くと、その中でも本市は大変良い方向に進んでいるような報告を受けているので、引き続いて継続的に取り組まなければならないと考えております。以上でございます。

その他ございますか。

委 員 : 今回の教育長の説明と少し関連すると思いますが、教員一人一人の意識が高まって初めて実現できるとのお話がありましたが、一番初めに指導室長から説明があった時、働き方改革の目的という根底になるところを読み上げられ、「かすみがうら市教職員の勤務実態の改善を図る」の後に口頭で、「そのことにより子どもに向き合う時間が確保され、教育の質が高まる」との説明がありました。方針は教員の働き方改革なので、それについてはあえて方針に入れないという見方でよろしいのでしょうか。

教育指導室長 : その通りでございます。この方針の目的は教職員の働き方についてなので、市全体の教育方針、学校基本方針とは種類が異なるので、あえて載せませんでした。根底にあるのは、子どもたちへの教育の質の向上のために、この働き方改革方針が必要だという認識で策定しております。

委 員 : そのことが先程の教育長の説明でありました、教員一人一人がしっかりと理解し、意識されているということが大前提ということですね。分かりました。

教 育 長 : その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第14号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり決めます。

それではここで議題(4)に入る前に、事務局から報告1件、議案3件を追加したいとの申し出がありますが、本日の日程に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加議案について配布願います。

教 育 長 : それでは、報告第9号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」を議題といたします。

事務局 学校教育課 教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長 : 報告第9号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」、令和元年6月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について、かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めます。次ページに委嘱した者を示させていただきます。合計33名の学校運営協力員を委嘱させていただきます。今年度は3名の新任の方がいらっしゃいます。7番、13番、16番でございます。7番の方は志筑女性会で地域の活動を行っている方でございます。13番の方は元PTA会長、16番の方は地域コミュニティ推進員となっております。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、報告第9号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって報告第9号については、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第15号「かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局 生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長 : 議案第15号「かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、令和元年6月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正するため承認を求めます。内容につきましては次ページとなります。令和元年かすみがうら市教育委員会規則

第1号で、かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございまして、別表のとおり、日本工業規格を日本産業規格に改める内容で、7月1日から施行するものでございます。これにつきましては、平成30年度の通常国会におきまして、不正競争防止法の一部を改正する法律が可決したことにより、工業標準化法の一部が改正され、産業標準化法に変わりました。これに基づきまして、日本工業規格（JIS規格）の名称が、日本産業規格（新JIS規格）に変わるものでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第15号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり決します。

次の議事に入る前に会議の非公開についてお諮りいたします。議案第16号につきましては、個人情報を含む案件となり、議案第17号につきましては、茨城県第6採択地区教科用図書選定協議会において、教科用図書の選定、採択、その他の事務処理が終了するまで、情報を公開することが出来ないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規程により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、議案第17号については非公開といたします。

【議案第16号】「令和元年度途中の特別支援学級措置替え候補児童生徒及び令和2年度特別支援学校就学候補児童について」のかすみがうら市教育支援委員会への諮問について」（非公開）

【議案第17号】「令和2年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」（非公開）

教 育 長 : これより会議を公開といたします。

次に、協議第1号「いじめ事案（平成31年2月27日）について」を議題といたします。ここで審議に先立ちお諮りいたします。

本件につきましては、個人情報を含む報告事項がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規程により、会議を一部非公開としてよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、協議第1号については一部非公開といたします。

それでは、個人情報を含む報告事項が先になりますので、これより会議を非公開といたします。

【協議第1号】「いじめ事案（平成31年2月27日）について（個人情報を含む報告事項）」（非公開）

教 育 長 : これより会議を公開といたします。
お諮りいたします。協議第1号については、被害生徒の心のケアや学校生活を第一に考慮し、また、事案に至る状況や事実確認等、引き続き調査・情報収集を行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、協議第1号については、引き続き調査・情報収集を行うことといたします。
以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。
次に事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より順次、説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

生涯学習課の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

歴史博物館の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

図書館の事業報告及び計画を説明
（6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略）

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 : 特に無いようですので、その他の事項に入ります。報告事項等がありましたら説明をお願いします。

学校 教育 課 長 : 2点ほど追加で説明をさせていただきます。まず本日接近いたしました台風3号につきまして、全校とも特に被害はなく、児童生徒も通常通り登校いたしております。

次に2点目でございますが、これまでもご指導いただいております南小学校のプールにつきまして、ご指導のように早くから水汲み、実際には5月8日から水汲みをいたしております。今年の水泳の授業ですが、今週の月曜日の24日から開始をいたしております。ご心配頂いております水温につきましては、昨日27日午後2時の段階で水温26度、室温が33度となっております。これまで安定した水温の確保のご意見・ご指導を頂いておりますので、設備につきましては財政当局も含めまして、今後も検討していきますので、よろしく願いいたします。以上です。

教 育 長 : その他ございますか。

委 員 員 : このいじめに関係する組織設置のイメージの資料についての説明をお願いします。

教育 指導 室 長 : いじめの重大事案に関わる組織設置のイメージで、その中の「いじめ問題等対策連絡協議会」は市内全校のいじめ問題等対応状況や未然防止に向けた取組状況について協議するもので、「いじめ問題等対策委員会」は第三者による委員会です。市内全校のいじめ問題の取り組み状況や個別案件について委員にご意見をいただくものでございます。

教 育 長 : その他ございますか。

(報告事項等なし)

教 育 長 : 特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。次回の定例教育委員会は7月29日(月)午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。
以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にありがとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉会 午前11時58分